

黄檗公園、黄檗ふれあい公園、西宇治公園及び東山公園利用料金表

○黄檗公園、黄檗ふれあい公園及び東山公園施設料金表

区分			金額				備考	
			午前9時から 正午まで	午後の部 午後1時から 午後5時まで	夜の部 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		
体育館	多目的 アリーナ	全面使用	アマチュアスポーツ に使用する場合	7,800円	10,800円	15,000円	30,000円	
			その他に使用する場合	31,200円	43,200円	60,000円	120,000円	
		部分使用	2分の1使用	3,900円	5,400円	7,500円	15,000円	
			3分の1使用	2,600円	3,600円	5,000円	10,000円	
	コミュニ ティア アリーナ	全面使用	アマチュアスポーツ に使用する場合	3,200円	4,400円	6,200円	12,600円	
			その他に使用する場合	12,800円	17,600円	24,800円	50,400円	
		部分使用	2分の1使用	1,600円	2,200円	3,100円	6,300円	
		個人使用	400円	500円	-	-		
	オリエン テーショ ン室	全部使用	単独使用	1,700円	2,200円	3,000円	6,200円	
			アリーナの全面使用 との併用使用	700円	900円	1,200円	2,400円	
	会議室	全部使用	単独使用	1,000円	1,300円	1,700円	3,600円	
			アリーナの全面使用 との併用使用	500円	600円	800円	1,500円	
	トレーニング室		1人1回	400円	400円	500円	1,000円	
			一般の者1人1月	3,480円				
高齢者1人1月			2,980円					
高校生または 中学生1人1月			2,480円					
法第5条第1項の許可に 基づく管理			宇治市行政財産使用料条例に定める額 を限度として市長が定める額					
弓 道 場	全面使用	1,300円	1,300円	1,600円	4,200円			
	個人使用	1回	250円	250円	300円	800円		
野球場		1面当たり 1時間	1,600円					
		1面当たり 1時間	1,250円				7月1日から8月31日までの間、午前7時 から午前9時までの連続使用の場合に適用	
テニスコート (全天候コート)		1面当たり 1時間	800円					
		1面当たり 1時間	600円				7月1日から8月31日までの間、午前7時 から午前9時までの連続使用の場合に適用	
テニスコート (全天候ソフトコート)		1面当たり 1時間	1,500円					
		1面当たり 1時間	1,000円				7月1日から8月31日までの間、午前7時 から午前9時までの連続使用の場合に適用	
プ ー ル	一般使用	大人 1人 1回	500円					
		小人 1人 1回	190円					
	専用使用	1時間	平日午前(午前9時から正午)	9,300円				
		1時間	夜間(午後5時から午後8時)	11,200円				
黄檗ふれあい公園の運動場		専用使用 1時間 (午前9時から午後5時)	600円					
附属設備			附属設備ごとに、2,500円を限度として規則で定める額					
東山公園 テニスコート	全天候	1面当たり 1時間	1,500円					
	クレー	1面当たり 1時間	700円					

附属設備		附属設備ごとに、2,500円を限度として規則で定める額		
		宇治市市内在住	市外在住	
公園施設の設置	公園施設	750円/㎡・年	1,500円/㎡・年	
	仮設の公園施設	75円/㎡・日	150円/㎡・日	
公園施設の管理		75円/㎡・日	150円/㎡・日	
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項第2号に掲げる物件		宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）に定める額		
工事用施設及び工事用材料置場		20円/㎡・日	40円/㎡・日	
興行、競技会、集会、展示会、博覧会類		20円/㎡・日	40円/㎡・日	
業として行う写真撮影		150円/台・日	300円/台・日	撮影機（写真機）1台当たり
業として行う映画撮影		4,500円/日	9,000円/日	

○西宇治公園施設料金表

区分			金額				備考
			午前の部	午後の部	夜の部	全日	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
体育館	多目的 アリーナ	全面使用	アマチュアスポーツ に使用する場合	10,200円	13,200円	18,600円	37,800円
			その他に使用する場合	40,800円	52,800円	74,400円	151,200円
		部分使用	2分の1使用	5,100円	6,600円	9,300円	18,900円
			3分の1使用	3,400円	4,400円	6,200円	12,600円
	コミュニ ティア アリーナ	全面使用	アマチュアスポーツ に使用する場合	4,000円	5,200円	7,200円	15,000円
			その他に使用する場合	16,000円	20,800円	28,800円	60,000円
		部分使用	2分の1使用	2,000円	2,600円	3,600円	7,500円
		個人使用	500円	600円	-	-	
	オリエン テーショ ン室	単独使用	1,700円	2,300円	3,100円	6,500円	
		アリーナの全面使用 との併用使用	700円	900円	1,200円	2,500円	
	会議室	全部使用	単独使用	1,100円	1,500円	2,100円	4,300円
			アリーナの全面使用 との併用使用	500円	700円	900円	1,800円
	トレーニング室		1人1回	400円	400円	500円	1,000円
			一般の者1人1月	3,480円			
			高齢者1人1月	2,980円			
高校生または 中学生1人1月			2,480円				
法第5条第1項の許可に 基づく管理			宇治市行政財産使用料条例に定める額 を限度として市長が定める額				
テニスコート (全天候ソフトコート)		1面当たり 1時間	1,500円				
		1面当たり 1時間	1,000円			7月1日から8月31日までの間、午前7時 から午前9時までの連続使用の場合に適用	
プ ール	一般使用	大人 1人 1回	500円				
		小人 1人 1回	190円				
	専用使用	1時間	平日午前(午前9時から正午)	9,300円			
		1時間	夜間(午後5時から午後8時)	11,200円			
運 動 多 目 的	専用使用	1時間	全面使用	2,400円			
		1時間	部分使用	2分の1使用	1,200円		

場		4分の1使用	600円	
附属設備	附属設備ごとに、2,500円を限度として規則で定める額			

		宇治市市内在住	市外在住	備考
公園施設の設置	公園施設	750円/㎡・年	1,500円/㎡・年	
	仮設の公園施設	75円/㎡・日	150円/㎡・日	
公園施設の管理		75円/㎡・日	150円/㎡・日	
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる工 作物及び同項第2号に掲げる物件		宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）に定め る額		
工事用施設及び工事用材料置場		20円/㎡・日	40円/㎡・日	
興行、競技会、集会、展示会、博覧会類		20円/㎡・日	40円/㎡・日	
業として行う写真撮影		150円/台・日	300円/台・日	撮影機（写真機）1台当たり
業として行う映画撮影		4,500円/日	9,000円/日	

○備考

<p>1 使用料の額が単位当たりで定められている場合において、当該単位の端数計算については、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満のとき、又は使用期間に1年未満の端数が生じたときは、月割計算により使用料を算出する。</p> <p>(2) 前号の場合において、使用期間に1月未満の端数が生じたときは、これを1月とみなす。</p> <p>(3) 月を単位として定められている場合（西宇治公園及び黄檗公園の体育館のトレーニング室について月を単位として定められている場合を除く。）において、使用期間が1月未満のとき、又は使用期間に1月未満の端数が生じたときは、日割計算により使用料を算出する。</p> <p>(4) 日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満のとき、又は使用期間に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とみなす。</p> <p>(5) 時間を単位として定められている場合において、使用期間が1時間未満のとき、又は使用期間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とみなす。</p> <p>(6) 平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満のとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを1平方メートルとみなす。メートルを単位として定められている場合も、また同様とする。</p> <p>2 西宇治公園及び黄檗公園のプールについて</p> <p>(1) 「小人」とは、小学校、中学校若しくはこれらに準ずるものに在学する者又は6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「大人」とは、15歳以上の者で小人以外のものをいう。</p> <p>(2) 専用の使用については、平日の午前及び夜間（平日、土曜日、日曜日及び休日を問わない。）以外の使用を認めない。ただし、公用若しくは公共の用に供する場合又は市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 西宇治公園及び黄檗公園の体育館について</p> <p>(1) 使用時間区分以外に使用する場合又は使用時間を延長して使用する場合の1時間当たりの使用料は、当該使用が午前中であるときはこの表の午前の部の欄に定める額に3分の1を乗じて得た額とし、当該使用が正午から午後6時までの間であるときはこの表の午後の部の欄に定める額に4分の1を乗じて得た額とし、当該使用が午後6時以後であるときはこの表の夜の部の欄に定める額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用が1時間未満であるときは、これを1時間とみなす。</p> <p>(2) 特別な設備の準備又は撤去のため使用する場合の使用料は、この表に定める額（規則で定める特定附属設備を使用する場合の使用料の額を除く。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(3) 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表に定める額（前2号の規定の適用がある場合は、これらの号の規定により算出した額とする。第5項及び第6項において同じ。）に10分の3を乗じて得た額を加算する。ただし、規則で定める冷房若しくは暖房又は空調の設備機器を使用する場合は、当該規則で定める額を加算する。</p> <p>(4) 多目的アリーナ及びコミュニティアリーナの使用は、スポーツ活動に限る。ただし、本市の執行機関の事務のため若しくは指定管理者が第3条第3項に規定する業務若しくは自主事業のため使用する場合又は市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 「1月」とは、当該月の初日（使用の開始の日が月の途中である場合には、当該開始の日）から末日までの期間をいう。</p> <p>(6) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいい、「高校生」とは、15歳以上の者で学校教育法第1条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）又はこれに準ずるものに在学するものをいい、「中学生」とは、中学校若しくはこれに準ずるものに在学する者又は12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「一般の者」とは、高齢者、高校生及び中学生以外の者をいう。</p> <p>4 植物公園の有料公園施設について</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までの規定は、植物公園の研修室及び展示コーナーの使用について準用する。</p> <p>(2) 「普通車」とは、大型車及び二輪自動車その他これに類するものを除く道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。</p> <p>(3) 「大型車」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員が11人以上であるバス及び市長が認めるものをいう。</p> <p>5 有料公園施設（一般使用に係る西宇治公園及び黄檗公園のプール並びに植物公園の駐車場を除く。）の利用者が次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、この表に定める額に1を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(1) 市内に居住する者</p> <p>(2) 市内に所在する事業所、各種団体等に勤務する者</p> <p>(3) 市内に所在する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部、学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」という。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）その他これらに準ずる施設のうち市長が認めるものに在学する者</p> <p>(4) 市内に所在する事業所、各種団体等</p> <p>6 有料公園施設の利用者が入場料を徴収する場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 西宇治公園及び黄檗公園の体育館の多目的アリーナ及びコミュニティアリーナ この表に定める額に1を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる区分以外の有料公園施設（植物公園の駐車場を除く。） この表に定める額に2を乗じて得た額</p> <p>7 有料公園施設（植物公園の有料公園施設を除く。）について（1） 市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校（市立の幼稚園、小学校及び中学校並びに大学を除く。）、専修学校（専門課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校、保育所（市立の保育所を除く。）、認定こども園又は市内に居住する者が通学する特別支援学校が教育活動、課外活動又は保育活動のため使用する場合の使用料は、この表に定める額（第3項第1号から第3号まで又は前2項の規定の適用がある場合は、これらの項の規定により算出した額とする。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 市内に所在する大学又は専修学校（専門課程に限る。）が教育活動又は課外活動のため使用する場合の使用料は、この表に定める額に10分の7を乗じて得た額</p>

とする。

(3) 市内に居住する 60 歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(4) 障害者等を対象とするその福祉の増進を図るための競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(5) 規則で定めるスポーツ団体が主催する競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(6) 規則で定めるスポーツ少年団がスポーツ活動のため使用する場合は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(7) 規則で定める社会教育団体等が競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(8) 障害者等が次に掲げる有料公園施設の使用をする場合(ア及びウの場合においては、その者の介護者が付添いで使用する場合を含む。)の使用料は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

ア 西宇治公園及び黄檗公園の体育館のコミュニティアリーナの個人使用

イ 西宇治公園及び黄檗公園の体育館のトレーニング室の使用

ウ 西宇治公園及び黄檗公園のプールの一般使用

エ 黄檗公園の弓道場の個人使用

(9) 第 1 号から第 7 号までの規定にかかわらず、西宇治公園及び黄檗公園の体育館のトレーニング室並びに規則で定める特定附属設備を使用する場合は、この表に定める額とする。

8 使用料の額に 10 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

9 この表の規定にかかわらず、本市の執行機関が事務のため又は指定管理者が第 3 条第 3 項に規定する業務のため使用する場合は使用料(規則で定める特定附属設備を使用する場合の使用料を除く。)は、無料とする。